



発行
東京都

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第六号

東京都議会議長 増子博樹

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

目次

115

訓令（議）

○会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

○職員の給与に関する規程の一部改正

告示（議）

○東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

（病気休暇）
第十三条の二 議長は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）第十三条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

訓令（議）

●東京都議会議長訓令第五号

東京都議会議会局

会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都議会議長 増子博樹

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた病気休暇を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附則

第二十五条第二項後段を削る。

第二十七条中「三年の期間内」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間

内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連續する三年の）を「必要と認められる期間（在職する）」に改める。

第三十一条中「第十六条」を「第十三条の二、第十六条」に改める。

第三十二条中「会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する」を削る。

第三十四条中「第十二条」の下に「、第十三条の二」を加える。

附 則

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十三条の二に規定する病気休暇、改正後の規程第二十一条に規定する健康管理休暇、改正後の規程第二十五条に規定する介護休暇及び改正後の規程第二十七条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

3 この訓令の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（令和七年東京都議会議長訓令第五号）による改正前の会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規程第十三条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

●東京都議会議長訓令第七号

東京都議会議会局

職員の給与に関する規程（昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都議会議長 増子博樹

別表一条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別

表第八イの項に定めがある職を除く。）の項中「（議長が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表担当課長の項中「又は区分十二」を削り、同表専門課長の項中「（議長が別に定めるものについては区分十二）」を削る。

別表二及び別表三を次のように改める。

別表二(第四条関係)

別表三(第四条関係)

区 分		区 分		区 分		区 分		区 分		区 分	
一〇〇	田	一〇〇	田								
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
〇〇〇	田	〇〇〇	田								
行政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政	政
職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職
給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表
〔一〕	〔二〕	〔三〕	〔四〕	〔五〕	〔六〕	〔七〕	〔八〕	〔九〕	〔一〇〕	〔一一〕	〔一二〕

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則 告 示 (議)

● 東京都議会議長告示第四号

東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都議会議長 増子博樹

第一條 この規程は、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和七年東京都条例第百四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確

保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

二 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるそ

の静脈の形状
ト 指紋又は掌紋

- 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 四 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第六条第一項第一号の旅券の番号
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

- 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等

- 七 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

- 八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

- 九 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号
十 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第一項第一号の免許証の番号
号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号

- 十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の二
十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

- 十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住
民票コード
- 十三 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十条第一項の雇用保険被
保険者証の被保険者番号
- 十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十二条
の二第一項に規定する被保険者番号等
- 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
十六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号
及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歷に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

二 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事案件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第六条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもつて行われたおそれがある都議会に対する行為による保有個人情報（東京都議会議会局（以下「議会局」という。）の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第十一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するためには必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

（電磁的方法）

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するためには、適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表並びに登録簿の記載事項）

第八条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至つたときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、都議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第一号へに該当するに至つたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを東京都議会情報公開条例の施行に関する規程（平成十一年東京都議会議長告示第四号）第八条第一項の窗口に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情

報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

三 条例第十七条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。

4 条例第十七条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

5 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

6 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

7 条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

8 条例第十七条第二項第六号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

9 条例第十七条第二項第六号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

10 条例第十七条第四項第六号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保有個人情報の処理形態
- 二 保有個人情報の主な収集先
- 三 保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先
- 四 保有個人情報の処理の委託及び再委託の有無

(開示請求書)

第九条 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第一号様式）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第十条 条例第十九条第二項、第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
二 その者の住民票の写しその他の者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八条第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証

明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 前項に規定する委任状は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 条例第十八条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合 保有個人情報開示請求に係る委任状（別記第二号様式）

二 条例第三十一条第二項の規定により代理人が訂正請求をする場合 保有個人情報訂正請求に係る委任状（別記第三号様式）

三 条例第三十八条第二項の規定により代理人が利用停止請求をする場合 保有個人情報利用停止請求に係る委任状（別記第四号様式）

5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第十二条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
二 議会局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに議会局における開示の実施を求める場合にあつては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に議会局における開示を実施することができる日のうちから議会局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書)

第十三条 条例第二十四条第一項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記第五号様式）とする。

2 条例第二十四条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第六号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は、開示決定等期限延長通知書（別記第七号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第十四条 条例第二十六条第一項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（別記第八号様式）とする。

(第三者意見照会書等)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、意見照会書（別記第九号様式）

(開示請求の年月日)

2 条例第二十七条第二項の書面は、意見照会書（別記第十号様式）とする。

3 条例第二十七条第一項又は第二項の意見書は、開示決定等に係る意見書（別記第十号様式）とする。

4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第

三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第二十七条第三項の書面は、開示決定に係る通知書（別記第十二号様式）とする。

(電磁的記録の開示方法)

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、都議会が保有するプログラムにより

行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものとの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものとの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、都議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とすることができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行なうことができる。

(開示の実施の方法等の申出及び開示手数料の徴収)

第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した開示実施方法等申出書（別記第十三号様式）により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 議会局における開示の実施を求める場合にあつては、議会局における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第二十四条第一項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3 条例第三十条第一項に規定する開示手数料は、東京都議会議会局長（以下「局長」）

という。）がこれを調定し、収入するものとする。

4 前項に定める開示手数料は、保有個人情報の開示を行うときに徴収する。

（訂正請求書）

第十八条 条例第三十二条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書

（別記第十四号様式）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第十九条 条例第三十四条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第十五

号様式）とする。

2 条例第三十四条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第十六号様式）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第二十条 条例第三十五条第二項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（別記第十七号様式）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第二十一条 条例第三十六条第一項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（別記第十八号様式）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第二十二条 条例第三十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記第十九号様式）とする。

（利用停止請求書）

第二十三条 条例第三十九条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記第二十号様式）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第二十四条 条例第四十一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第二十一号様式）とする。

2 条例第四十一条第二項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第二十二号様式）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第二十五条 条例第四十二条第二項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（別記第二十三号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第二十六条 条例第四十三条第一項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第二十四号様式）とする。

（諮詢をした旨の通知書）

第二十七条 条例第四十五条第三項の規定による通知は、情報公開推進委員会諮詢通知書（別記第二十五号様式）により行うものとする。

（提出資料等の閲覧等）

第二十八条 条例第四十九条第一項に基づく推進委員会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の請求は、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書（別記第二十六号様式）によるものとする。

2 推進委員会は、前項の規定により情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、必要がないと認める場合を除き、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第二十七号様式）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の承認について（別記第二十八号様式）、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の一部承認について（別記第二十九号様式）又は情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の不承認について（別記第三十号様式）により、当該請求書を出したものに通知するものとする。

（調整）

第二十九条 保有個人情報の開示等を実施するために必要な調整は、局長が行う。

（附 則）

（施行期日）

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に都議会が保有している個人情報ファイルについての第八条

第一項の規定の適用について、「直ちに」とあるのは、「東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和七年東京都議会議長告示第四号)の施行後遅滞なく」へやる。

(ふりがな)

東京都議会議長 殿

(ふりがな)

氏名

（電話番号）

（ ）

住所又は居所

（電話番号）

（ ）

記

別記
第1号様式(第9条関係)
保有個人情報開示請求書
年 月 日

東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1. 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2. 求める開示の実施方法等

ア 又はイに○の印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 議会局における開示の実施を希望する。

イ <実施の希望日> 年 月 日

イ <実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの交付を希望する。

3. 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証
 個人番号カード
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他の()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人

任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状(別記第2号様式) その他()

第2号様式（第10条関係）

保有個人情報開示請求に係る委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任する権限【下記の□内にチェックを入れてください。】

- 個人情報の開示請求を行う権限
- 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
- 及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 求める開示の実施の方法その他の東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

2 委任理由

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

注1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。

2 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の美印を押印の上、印鑑登録証明書（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第3号様式（第10条関係）

保有個人情報訂正請求に係る委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任する権限【下記の□内にチェックを入れてください。】

- 個人情報の訂正請求を行う権限
- 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び当該個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

2 委任理由

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

注1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。

2 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の美印を押印の上、印鑑登録証明書（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第4号様式(第10条関係)

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

(代理人)

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任する権限【下記の□内にチェックを入れてください。】

- 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び当該個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

2 委任理由

年 月 日

(委任者)

住所

氏名

印

連絡先電話番号

注1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。

2 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

(日本産業規格A4用紙)

第5号様式(第12条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

東京都議会議長

の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報(□全部開示 □部分開示)

2 不開示とした部分とその理由(部分開示の場合)

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないります。)。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に東京都を被告として(訴訟において東京都議会議長となります。)、東京都議会議長に取扱しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該審査請求に対する裁決があつたことを経過した日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

 議会局における開示(□閲覧 □視聴 □写しの交付) 写しの送付

(2) 議会局における開示を実施することができる日時及び場所

日時 _____

場所 _____

※ 上記の日時から開示の実施を希望する日を開示実施方法等申出書(別記第13号様式)により申し出てください。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用

準備日数 _____ 日 送付に要する費用(見込額) _____ 円

(4) 備考

5 事務担当課

(電話番号)

(日本産業規格A4用紙)

第6号様式（第12条関係）

第号年月日

保有個人情報不開示決定通知書

様

東京都議会議長

年 月 日 付けで開示請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 事務担当課	(電話番号)

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第13条関係）

第号年月日

開示決定等期限延長通知書

様

東京都議会議長

年 月 日 付けで開示請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課	(電話番号)

第8号様式(第14条関係)

第
号
年
月
日

開示決定等期限特例延長通知書

様

東京都議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	2 条例第26条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	4 事務担当課
		<p>年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上記期限までに開示決定等を行う予定です。</p>	(電話番号)

(日本産業規格A4用紙)

第9号様式(第15条関係)

第
号
年
月
日

意見照会書

東京都議会議長

様

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第27条第1項の規定に基づき下記のとおり照会します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があるときは、同封した「開示決定等に係る意見書(別記第11号様式)」により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	2 開示請求の年月日	3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	4 事務担当課及び意見書の提出先	5 意見書の提出期限
			(電話番号)	年 月 日

(日本産業規格A4用紙)

第10号様式（第15条関係）

第	号
年	月
月	日
意見照会書	

様

東京都議会議長

殿

東京都議会議長

年 月 日

に関する情報が含まれている保有個人情報について、東京都議会の保有個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第27条第2項の規定に基づき下記のとおり照会します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があるときは、同封した「開示決定等に係る意見書（別記第11号様式）」により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 開示請求の年月日	年	月
3 条例第27条第2項 各号の適用区分及びその理由	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)	
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容		
5 事務担当課及び意見書の提出先	(電話番号)	
6 意見書の提出期限	年	月

第11号様式（第15条関係）

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京都議会議長

殿

（ふりがな）	
氏名又は名称	
(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)	
住所又は居所	
(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)	
年 月 日 付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。	
記	

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 開示決定等に係る御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的な理由	
3 連絡先		

(日本産業規格A4番)

(日本産業規格A4番)

第12号様式(第15条関係)

年	月	日	年	月	日
開示決定に係る通知書			開示決定に係る意見書(別記第11号)		
東京都議会議長 様			から 年 月 日 付けで「開示決定等に係る意見書(別記第11号		
東京都議会議長 様			様式)」の提出があつた保有個人情報については、下記のとおり開示することに決定し		
記			たので、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。		
1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	2 開示することとした理由	3 開示決定をした日	4 開示を実施する日	5 事務担当課	(電話番号)
<p>注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対しして審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないくなります。)。</p> <p>注2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます)。</p> <p>注3 この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都議会議長が起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求の取消しの訴えを提起することができません)。</p> <p>注4 この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都議会議長が起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求の取消しの訴えを提起することができなくなります)。</p>					

(日本産業規格A4番)

第13号様式(第17条関係)

年	月	日	年	月	日
開示実施方法等申出書			開示実施方法等申出書		
東京都議会議長 殿			東京都議会議長 殿		
(ふりがな)			(ふりがな)		
氏名 _____			氏名 _____		
住所又は居所 _____			住所又は居所 _____		
(電話番号) _____			(電話番号) _____		
<p>東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。</p> <p>記</p>					
1 保有個人情報開示決定通知書の番号等	2 求める開示の実施方法	3 開示請求に係る保有個人情報の名称等	4 開示の実施を希望する日	5 申出書提出先:	(日本産業規格A4番)
文書番号 _____	実施の方法	文書番号 _____	年 月 日	文書番号 _____	(日本産業規格A4番)
日 付 _____ 年 月 日	閲覧	閲覧	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 全部	<input type="checkbox"/> 全部			
	<input type="checkbox"/> 一部()	<input type="checkbox"/> 一部()			
	視聴	視聴			
	<input type="checkbox"/> 全部	<input type="checkbox"/> 全部			
	<input type="checkbox"/> 一部()	<input type="checkbox"/> 一部()			
	写しの交付	写しの交付			
	<input type="checkbox"/> 写しの送付を含む	<input type="checkbox"/> 写しの送付を含む			
<p>※ 写しの交付を希望する場合は、別紙「保有個人情報の開示(写しの交付)申込書」をあわせて提出してください。</p>					
3 開示の実施を希望する日	4 写しの送付の希望の有無	<p>〔 <input type="checkbox"/>希望する (同封する郵便切手等の額 円) <input type="checkbox"/>希望しない (電話番号) 〕</p>			
年 月 日	午前・午後				

第13号様式 別紙

保有個人情報の開示（写しの交付）申込書																								
<table border="1"> <tr> <td>氏名（名称）及び 住所（所在地）</td> <td colspan="2">年月日付 第号 で通知があつた保有個人情報の開示 (写しの交付)を次のとおり申し込みます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有個人情報の内容</td> <td>開示の方法</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>写しの交付 (枚)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>写しの交付 (枚)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付額計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年月日 東京都議会議長 殿</td> </tr> <tr> <td>主管部課名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(窓口控)</td> </tr> </table>			氏名（名称）及び 住所（所在地）	年月日付 第号 で通知があつた保有個人情報の開示 (写しの交付)を次のとおり申し込みます。		保有個人情報の内容	開示の方法	金額	写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納付額計		年月日 東京都議会議長 殿			主管部課名			(窓口控)		
氏名（名称）及び 住所（所在地）	年月日付 第号 で通知があつた保有個人情報の開示 (写しの交付)を次のとおり申し込みます。																							
保有個人情報の内容	開示の方法	金額																						
	写しの交付 (枚)	円																						
	写しの交付 (枚)	円																						
	納付額計																							
年月日 東京都議会議長 殿																								
主管部課名																								
(窓口控)																								
<table border="1"> <tr> <td>氏名（名称）及び 住所（所在地）</td> <td colspan="2">年月日付 第号 による保有個人情報の開示（写しの交付）に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有個人情報の内容</td> <td>開示の方法</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>写しの交付 (枚)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>写しの交付 (枚)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付額計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年月日 職氏名</td> </tr> <tr> <td>主管部課名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(請求者交付用)</td> </tr> </table>			氏名（名称）及び 住所（所在地）	年月日付 第号 による保有個人情報の開示（写しの交付）に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。		保有個人情報の内容	開示の方法	金額	写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納付額計		年月日 職氏名			主管部課名			(請求者交付用)		
氏名（名称）及び 住所（所在地）	年月日付 第号 による保有個人情報の開示（写しの交付）に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。																							
保有個人情報の内容	開示の方法	金額																						
	写しの交付 (枚)	円																						
	写しの交付 (枚)	円																						
	納付額計																							
年月日 職氏名																								
主管部課名																								
(請求者交付用)																								
<table border="1"> <tr> <td>氏名（名称）及び 住所（所在地）</td> <td colspan="2">年月日付 第号 による保有個人情報の開示（写しの交付）に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有個人情報の内容</td> <td>開示の方法</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>写しの交付 (枚)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>写しの交付 (枚)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付額計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年月日 職氏名</td> </tr> <tr> <td>主管部課名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(金錢出納員控)</td> </tr> </table>			氏名（名称）及び 住所（所在地）	年月日付 第号 による保有個人情報の開示（写しの交付）に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。		保有個人情報の内容	開示の方法	金額	写しの交付 (枚)	円		写しの交付 (枚)	円	納付額計		年月日 職氏名			主管部課名			(金錢出納員控)		
氏名（名称）及び 住所（所在地）	年月日付 第号 による保有個人情報の開示（写しの交付）に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。																							
保有個人情報の内容	開示の方法	金額																						
	写しの交付 (枚)	円																						
	写しの交付 (枚)	円																						
	納付額計																							
年月日 職氏名																								
主管部課名																								
(金錢出納員控)																								

(日本産業規格A4列4番)

第14号様式（第18条関係）

保有個人情報訂正請求書

年月日

東京都議会議長 殿

（ふりがな）
氏名 _____住所又は居所
〒 _____
(電話番号) _____ ()東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定に基づき、
下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報の内容等

ア 訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年月日
イ 開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	(保有個人情報開示決定通知書の番号等) 文書番号 _____ 日付 年月日 (保有個人情報の名称等)

2 本人確認等

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
ウ 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（年月日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。 <input type="checkbox"/> 任意代理人委託者 （ふりがな） （イ）本人の氏名 _____ （ウ）本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（別記第3号様式） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(日本産業規格A4列4番)

第15号様式（第19条関係）

保有個人情報訂正決定通知書	
年	月
東京都議会議長	
年 月 日	
記 樣	
1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4 事務担当課	(電話番号)
注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできません)。	
2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しを請求することができる(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを請求することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。	

第16号様式（第19条関係）

年	月	日
保有個人情報不訂正決定通知書		
東京都議会議長		
様		
記		
1 訂正請求に係る保 有個人情報の名称等		
2 訂正をしないこと とした理由		
3 事務担当課	(電話番号)	
<p>注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできません)。</p> <p>2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都議会議長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求にて処分の取消しがあつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。</p>		

第17号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

訂正決定等期限延長通知書

様

東京都議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	年 月 日
2 延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	年 月 日
4 事務担当課 (電話番号)	年 月 日

第18号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

訂正決定等期限特例延長通知書

様

東京都議会議長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	年 月 日
2 条例第36条第1 項の規定（訂正決 定等の期限の特 例）を適用する理 由	年 月 日
3 訂正決定等をす る期限	年 月 日
4 事務担当課 (電話番号)	年 月 日

第19号様式(第22条関係)

第 号	年 月 日
東京都議会議長 殿 (ふりがな) 氏名 _____	
住所又は居所 〒 _____ (電話番号) ()	
東京都議会議長	
_____に提供している下記の保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第33条の規定により訂正を実施しましたので、条例第37条の規定により、通知します。	
記	
1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 稱等	
2 訂正請求者の氏名 等保有個人情報を特 定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定をする内 容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 事務担当課	(電話番号)

第20号様式(第23条関係)

保有個人情報利用停止請求書	年 月 日
東京都議会議長 殿 (ふりがな) 氏名 _____	
住所又は居所 〒 _____ (電話番号) ()	
東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。	
記	
1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等	
ア 利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた日	年 月 日
イ 開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	(保有個人情報開示決定通知書の番号等) 文書番号 _____ 日 付 年 月 日 (保有個人情報の名称等)
2 本人確認等	
ア 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()	
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状(別記第4号様式) <input type="checkbox"/> その他()	

第21号様式（第24条関係）

年	月	日	第 号
保有個人情報利用停止決定通知書			年 月 日
東京都議会議長 様			
年 月 日 付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。			
記			
1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等			
2 利用停止請求の趣旨			
3 利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)		
4 事務担当課	(電話番号)		
注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。			
2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。			

第22号様式（第24条関係）

年	月	日	第 号
保有個人情報利用不停止決定通知書			年 月 日
東京都議会議長 様			
年 月 日 付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。			
記			
1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等			
2 利用停止をしないこ ととした理由			
3 事務担当課	(電話番号)		
注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。			
2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。			

第23号様式(第25条関係)

第 号
年 月 日

利用停止決定等期限延長通知書

様

東京都議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名称等	年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。
2 延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課	(電話番号)

第24号様式(第26条関係)

第 号
年 月 日

利用停止決定等期限特例延長通知書

様

東京都議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名称等	年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。
2 条例第43条第1 項の規定(利用停 止決定等の期限の 特例)を適用する 理由	
3 利用停止決定等 をする期限	年 月 日
4 事務担当課	(電話番号)

(日本産業規格A4番)

(日本産業規格A4番)

第25号様式 (第27条関係)

年 月 日	第 号
情報公開推進委員会諮詢通知書	
東京都議会議長 様	
年 月 日	
情報公開推進委員長 殿	
1 審査請求に係る 保有個人情報の名 称等	年 月 日 付ける に対する審査請求について、下記のとおり東 京都議会情報公開推進委員会に諮詢したので、東京都議会の保有する個人情報の保護 に関する条例第45条第3項の規定により通知します。
2 審査請求の対象 となる決定及びそ の内容	記
3 審査請求の内容	年 月 日 (審査請求の趣旨)
4 詮問をした日	年 月 日
5 事務担当課	(電話番号)

第26号様式 (第28条関係)

年 月 日	情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書
情報公開推進委員長 殿	年 月 日
請求者 氏名	年 月 日
連絡先 氏名	年 月 日
電話番号	年 月 日
法人その他の団体にあっては、その名称、 事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名	
その他連絡可能な方を記載してください。	
1 請求する意見書 又は資料の件名又 は内容	東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例第49条第1項に基づき、次のと おり東京都議会情報公開推進委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交 付を請求します。 記
2 求める閲覧又は 写しの交付の実施 の方法	□閲覧 □写しの交付 □閲覧した後に必要なものだけ写しの交付
(日本産業規格A4用紙)	

第27号様式(第28条関係)

情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書 様	情報公開推進委員長 氏名 住所 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
年月日	年月日
情報公開推進委員長 殿	情報公開推進委員長 殿
年月日	年月日
1 閲覧又は写しの 交付の請求のあつ た意見書又は資料 の件名又は内容	1 閲覧又は写しの 交付の請求のあつ た意見書又は資料 の件名又は内容
2 事務局連絡先 (電話番号)	2 閲覧又は写しの 交付に対する反対 意思の有無
3 備考	3 意見(反対する 理由)

第27号様式 別紙

情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る意見書

年月日	年月日
情報公開推進委員長 殿	情報公開推進委員長 殿
年月日	年月日
1 閲覧又は写しの 交付の請求のあつ た意見書又は資料 の件名又は内容	1 閲覧又は写しの 交付の請求のあつ た意見書又は資料 の件名又は内容
2 閲覧又は写しの 交付に対する反対 意思の有無	2 閲覧又は写しの 交付に対する反対 意思の有無
3 意見(反対する 理由)	3 意見(反対する 理由)

第28号様式（第28条関係）

第
年
月
日
号

情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の承認について

様

情報公開推進委員長

年 月 日付けであった情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る
請求に対して、下記のとおり承認することとしたので通知します。

記

1 情報公開推進委員会提出資料等の件名又は内容

記

1 情報公開推進委員会提出資料等の件名又は内容

記

2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所

2 閲覧又は写しの交付を一部不承認とする理由

3 備考

3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所

4 備考

第29号様式（第28条関係）

第
年
月
日
号

情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の一部承認について

様

情報公開推進委員長

年 月 日付けであった情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る
請求に対して、下記のとおり一部承認することとしたので通知します。

第30号様式(第28条関係)

第
年
月
日

情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の不承認について

様

情報公開推進委員長

年 月 日付けであった情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり不承認とすることとしたので通知します。

記

1 情報公開推進委員会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧又は写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本産業規格A4判)

発行	東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	号
電話	163-8001
郵便番号	163-8001
定価	本号
一箇月	七〇〇円
(郵送料を含む)	六、六〇〇円
印刷所	勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号	印
電話	式
〇三三八一五一〇一(代)	会
郵便番号	社
113-0001	



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクルマーク

リサイクルマーク